

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年1月4日改定）

掲載日 2024年1月4日

### ■ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>8 地方税統一QRコードによる通常払込み</p> <p>(1) 次の方法により、地方税統一QRコードを読み取り、収納機関から請求された税金、各種料金等を収納通知口座に払い込む通常払込み及び通常払込みに係る特殊取扱（以下この条において「地方税統一QRコードによる通常払込み」といいます。）については、この条により取り扱います。</p> <p>① 当行が定める当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）の窓口において請求する方法（以下この方法による取扱いを「窓口QR収納」といいます。）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 当行の本支店又は出張所において、当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）により請求する方法（以下この方法による取扱いを「タブレットQR収納」といいます。）</p> <p>③ 利用者端末により請求する方法</p> <p>(2) 前項③の方法は、スマートフォンアプリ利用規定により取り扱いません。</p> <p>(3) 窓口QR収納及びタブレットQR収納の利用時間は、窓口営業時間内とします。ただし、収納機関が取扱いを行うことができないと定めた日又は時間帯は、利用することができません。</p> <p>(4) 利用者は、窓口QR収納を請求しようとするときは、当行所定の払込書又は納付書を提出のうえ、当行所定の手続に従って、払込金及び当行所定の料金を支払ってください。また、タブレットQR収納を請求しようとするときは、キャッシュカード規定第7条（払込み等）第2項により取り扱います。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑤ 当行は、前項により利用者が請求した内容に従って、地方税統一QRコードによる通常払込み及び第11項に規定する特殊取扱を行います。</p> <p>⑥ タブレットQR収納については領収証書を発行せず、当行所定の払込受付票を当行所定の方法により交付します。なお、払込受付票は当行が払込金及び当行所定の料金を受け付けたことを証明する書類となりますので、内容を確認して大切に保管してください。</p> <p>⑦ 利用者が請求した内容について、当行所定の確認ができない場合は、地方税統一QRコードによる通常払込みを利用することはできません。</p> <p>⑧ 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る請求は、取消しをすることはできません。</p> <p>⑨ 地方税統一QRコードによる通常払込みの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から払込金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</p> <p>⑩ 地方税統一QRコードによる通常払込みの利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</p> <p>⑪ 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る特殊取扱として、収納通知口座の受入金額等を収納機関あてに電信により通知します。通知</p>	<p>8 地方税統一QRコードによる通常払込み</p> <p>(1) 次の方法により、地方税統一QRコードを読み取り、収納機関から請求された税金、各種料金等を収納通知口座に払い込む通常払込み及び通常払込みに係る特殊取扱（以下この条において「地方税統一QRコードによる通常払込み」といいます。）については、この条により取り扱います。</p> <p>① 当行が定める当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）の窓口において請求する方法（以下この方法による取扱いを「窓口QR収納」といいます。）</p> <p><u>② 地方税統一QRコードによる通常払込みを利用可能なATMにより請求する方法（以下「ATMQR収納」といいます。）</u></p> <p>③ 当行の本支店又は出張所において、当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）により請求する方法（以下この方法による取扱いを「タブレットQR収納」といいます。）</p> <p>④ 利用者端末により請求する方法</p> <p>(2) 前項④の方法は、スマートフォンアプリ利用規定により取り扱います。</p> <p>(3) 窓口QR収納及びタブレットQR収納の利用時間は、窓口営業時間内とし、<u>ATMQR収納の利用時間は、当行所定の取扱時間内とします。</u>ただし、収納機関が取扱いを行うことができないと定めた日又は時間帯は、利用することができません。</p> <p>(4) 利用者は、窓口QR収納を請求しようとするときは、当行所定の払込書又は納付書を提出のうえ、当行所定の手続に従って、払込金及び当行所定の料金を支払ってください。また、<u>ATMQR収納を請求しようとするときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、必要事項を正確に入力し、払込金及び当行所定の料金を支払ってください。</u></p> <p><u>⑤ ATMQR収納は、キャッシュカード規定第7条（払込み等）第1項により取り扱うことができます。</u></p> <p><u>⑥ 利用者は、タブレットQR収納を請求しようとするときは、キャッシュカード規定第7条（払込み等）第2項により取り扱います。</u></p> <p>⑦ 当行は、前3項により利用者が請求した内容に従って、地方税統一QRコードによる通常払込み及び第13項に規定する特殊取扱を行います。</p> <p>⑧ <u>ATMQR収納及びタブレットQR収納については領収証書を発行せず、当行所定の払込受付票を当行所定の方法により交付します。なお、払込受付票は当行が払込金及び当行所定の料金を受け付けたことを証明する書類となりますので、内容を確認して大切に保管してください。</u></p> <p>⑨ 利用者が請求した内容について、当行所定の確認ができない場合は、地方税統一QRコードによる通常払込みを利用することはできません。</p> <p>⑩ 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る請求は、取消しをすることはできません。</p> <p>⑪ 地方税統一QRコードによる通常払込みの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から払込金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</p> <p>⑫ 地方税統一QRコードによる通常払込みの利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</p> <p>⑬ 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る特殊取扱として、収納通知口座の受入金額等を収納機関あてに電信により通知します。通知</p>

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年1月4日改定）

現 行	改定後
<p>の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</p> <p><b>(12)</b> 地方税統一QRコードによる通常払込み及び前項に規定する特殊取扱については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 払込金を受け入れる収納通知口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書又は納付書による場合は、収納通知口座の加入者から別に定める方法によりいただきます。</p> <p>② ①以外の場合は、払込人から現金（貯金の払戻金を払込金に充当する場合においては、貯金の払戻金を含みます。）でいただきます。</p> <p><b>(13)</b> 次の事由により地方税統一QRコードによる通常払込みの取扱いにつき不能又は遅延があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（②及び③において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき</p> <p>② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、タブレット端末、通信回線若しくはコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があったとき</p> <p><b>(14)</b> 地方税統一QRコードによる通常払込みには、この規定のほか、「払込み規定」が適用されます。ただし、払込み規定第8条（払込金に充てることができる証券等）並びに第9条（払込金に充てられた証券等の決済不能等）第1項及び第2項の取扱いはいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとしします。</p>	<p>の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</p> <p><b>(14)</b> 地方税統一QRコードによる通常払込み及び前項に規定する特殊取扱については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 払込金を受け入れる収納通知口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書又は納付書による場合は、収納通知口座の加入者から別に定める方法によりいただきます。</p> <p>② ①以外の場合は、払込人から現金（貯金の払戻金を払込金に充当する場合においては、貯金の払戻金を含みます。）でいただきます。</p> <p><b>(15)</b> 次の事由により地方税統一QRコードによる通常払込みの取扱いにつき不能又は遅延があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（②及び③において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき</p> <p>② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、<u>窓口の端末機、ATM</u>、タブレット端末、通信回線若しくはコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があったとき</p> <p><b>(16)</b> 地方税統一QRコードによる通常払込みには、この規定のほか、「払込み規定」が適用されます。ただし、払込み規定第8条（払込金に充てることができる証券等）並びに第9条（払込金に充てられた証券等の決済不能等）第1項及び第2項の取扱いはいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとしします。</p>

### ■無通帳型総合口座特約

現 行	改定後
<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、<u>当行が別途認める場合を除き、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当該端末の画面を当行の本支店又は出張所に提示してください。当行は提示画面の入力事項を依頼内容とします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座としようとするときは、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法によりこの口座への切替の請求電文を当行に送信してください。この口座への切替は、当行がコンピューターシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとしします。</p> <p>(3) この口座への切替が成立した後は、この口座の通常貯金に係る交付済みの通帳を使用することはできません。</p> <p>(4) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、この口座への切替の成立後においても使用することができます。</p> <p>附 則 （実施期日） この改正特約は、<u>2023年11月1日</u>から実施します。</p>	<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) <u>当行所定の利用申込書により</u>この口座の利用の申込みをしようとするときは、<u>当該利用申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局に、当行所定の方法により提出してください。</u></p> <p><u>(2) 当行所定のタブレット端末によりこの口座の利用の申込みをしようとするときは、当該端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当該端末の画面を当行の本支店又は出張所に提示してください。当行は提示画面の入力事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(3) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座としようとするときは、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法によりこの口座への切替の請求電文を当行に送信してください。この口座への切替は、当行がコンピューターシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとしします。</p> <p>(4) この口座への切替が成立した後は、この口座の通常貯金に係る交付済みの通帳を使用することはできません。</p> <p>(5) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、この口座への切替の成立後においても使用することができます。</p> <p>附 則 （実施期日） この改正特約は、<u>2024年1月4日</u>から実施します。</p>

### ■キャッシュカード規定



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2024年1月4日改定）**

現 行	改定後
<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、 当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当 行所定のキャッシュカード（<u>第5条第3項②、第17条第1項及び第19条 第1項において「ICキャッシュカード」といいます。</u>）を含みます。 以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。 ①～⑧（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) カード預入及び暗証払は、本支店等において取り扱います。ただし、 取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。</p> <p>(3) ATMを設置する本支店等は、当行所定の方法により公表します。</p> <p>(4) ATMの種類により通帳（カードの交付を受けていない通帳を含みま す。）がご利用いただけない場合があります。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、 当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当 行所定のキャッシュカード（<u>以下「ICキャッシュカード」といいます。</u>） を含みます。以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用するこ とができます。 ①～⑧（同左）</p> <p>(2) <u>自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項 に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下同じとします。）につい て、ICキャッシュカードは、次の場合に利用することができます。</u></p> <p>① <u>ATMにより自動貸付担保貯金の払戻金の全部を、総合サービス （総合口座取引規定第1条（総合サービス）第1項に規定する総合サ ービスをいいます。）に係る通常貯金に振り替えてする預入の取扱い （以下「担保貯金振替預入」といいます。）をする場合（当行所定の場 合に限ります。）</u></p> <p>② <u>その他当行所定の取扱いをする場合</u></p> <p>(3) カード預入及び暗証払は、本支店等において取り扱います。ただし、 取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。</p> <p>(4) ATMを設置する本支店等は、当行所定の方法により公表します。</p> <p>(5) ATMの種類により通帳（カードの交付を受けていない通帳を含みま す。）がご利用いただけない場合があります。</p> <p><u>5の2 担保貯金振替預入</u></p> <p>(1) <u>担保貯金振替預入をしようとするときは、ATMの画面表示等の操作 手順に従って、ATMにICキャッシュカードを挿入し、届出の暗証及 び払戻しを行う自動貸付担保貯金を正確に入力してください。この場 合、払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p> <p>(2) <u>前項の取扱いは、1回当たり1明細に限ります。</u></p> <p>(3) <u>同時に預入された2口以上の自動貸付担保貯金である定額貯金の一 部について担保貯金振替預入の請求があったときは、当該貯金の全部に ついて担保貯金振替預入の請求があったものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) <u>貯金担保自動貸付け（総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3 項に規定する貯金担保自動貸付けをいいます。）による貸付金の貸付期 間（総合口座取引規定第10条（貸付期間）に規定する貸付期間をいま す。）内に自動貸付担保貯金につき担保貯金振替預入の請求があったと きは、第1条第2項①に規定する払戻金の金額は当該自動貸付担保貯金 のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子 の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子 に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額 はその債務の弁済に充当します。</u></p> <p>(5) <u>担保貯金振替預入があった場合は、現在高その他の事項を記載した書 類の交付を受けることができます。</u></p>
<p>10 カードによる預入又は払戻金額等の通帳記入</p> <p>カードによる預入金額、払戻金額、払込金額、振替金額、振込金額又は ATM利用料金若しくは提携機利用手数料の金額の通帳への記入は、通帳 が本支店等に提出された場合又はATMで通帳による取扱いをした場合 に行います。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>10 カードによる預入又は払戻金額等の通帳記入</p> <p>(1) カードによる貯金の預入金額、払戻金額、払込金額、振替金額、振込 金額又はATM利用料金若しくは提携機利用手数料の金額の通帳への 記入は、通帳が本支店等に提出された場合又はATMで通帳による取扱 いをした場合に行います。</p> <p>(2) <u>担保貯金振替預入のうち払戻内容の通帳への記入は、通帳が本支店等 に提出された場合又はATMで通帳による取扱いをした場合に行いま す。ただし、通帳への記入の前に通帳の再交付又は繰越があった場合を 除きます。</u></p>
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくはタブレット端末又はATM若しくは提携機の 操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等 であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所 定の方法により確認のうえ、<u>貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他</u></p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくはタブレット端末又はATM若しくは提携機の 操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等 であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所 定の方法により確認のうえ、<u>貯金の払戻し、振替若しくは振込その他当</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2024年1月4日改定）**

現 行	改定後
<p><u>当行所定の手続</u>（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、直ちにカード等による<u>貯金の払戻し又は振替若しくは振込の停止</u>の措置を講じます。</p> <p>(5)～(7)（略）</p>	<p><u>行所定の手続</u>（次条から第14条までにおいて<u>これらを総称して</u>「払戻し等」といいます。）<u>又は担保貯金振替預入</u>を行います。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、直ちにカード等による<u>貯金の払戻し、振替若しくは振込又は担保貯金振替預入を停止する</u>措置を講じます。</p> <p>(5)～(7)（同左）</p>
<p>21 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定」、「即時振替規定」及び「ゆうちょPay利用規約」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>21 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「<u>総合口座取引規定</u>」、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定」、「即時振替規定」及び「ゆうちょPay利用規約」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、2023年5月15日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定による改正前の第5条第3項①の生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻しの指定金額は、この改正規定による改正後の第5条第3項①のゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合を行う貯金の払戻しの指定金額（ただし、当行所定の金額を上限とします。）として引き継がれます。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、2023年5月15日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定による改正前の第5条第3項①の生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻しの指定金額は、この改正規定による改正後の第5条第3項①のゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合を行う貯金の払戻しの指定金額（ただし、当行所定の金額を上限とします。）として引き継がれます。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2024年1月4日から実施します。</u></p>

以 上